

第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン 策定支援業務仕様書

1. 業務名

第3次有田市人権施策推進行動計画
第5次有田市男女共同参画プラン策定支援業務

2. 目的

本業務は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定に基づき、本市の人権教育及び人権啓発に関する諸施策を定め実施するために策定された「第2次有田市人権施策推進行動計画（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度）」、並びに男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する様々な施策を定め実施するために策定された「有田市第4次男女共同参画プラン（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度）」の計画期間が満了するため、新たに計画を策定するものである。計画策定にあたっては、価値観や生活形態が多様化する社会情勢の変化を適切に調査分析し、市民の意識や生活実態を把握し、これからの課題を明らかにするとともに、今後5年間の目標及び施策を策定することを目的とする。

また、本計画の策定にあたっては、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく基本計画」を男女共同参画プランに、「再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく再犯防止推進計画」を人権施策推進行動計画に、それぞれ包含して位置付けるものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4. 業務内容

基本的な内容は、概ね次のとおりとする。

（令和8年度）

（1）本市の人権及び男女共同参画等に関する市民意識調査（アンケート）

本市が住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人に対し、アンケート調査を郵送WEB回答も併用で実施し、市民の意識や生活実態を把握する。また、基礎的な地域データ及び資料の整理分析を行う。

① 調査票等の設問設計

・年齢等の基本設問、人権に関する調査、及び男女共同参画に関する調査 合計60問程度の設問設計。

※ 変数間のクロス分析ができる調査設計を基本とする。

※ 経年経過を比較できる設問と新たな視点を考慮した設問を採り入れること。

② 調査票等の印刷

調査票はモノクロ印刷とする。

③ 調査票の封入・封緘

④ 調査票の発送

発送用、返信用封筒の印刷、及び宛名ラベル貼付（宛名ラベルは本市が作成する）を含む。返信先は本市宛とし、回収された調査票の転送費用は受託者負担とする。

※ 郵送料は委託料に含めないものとする。

なお、WEB 回答については、実施受託者が作成した調査票データを基に、委託者が Logo フォームにて作成し、Logo フォームにて回答があったものについて、委託者が集約した回答データ（CSV 形式）を提供するものとする。

⑤ 調査結果の集計及び分析

回収した調査票の単純集計、属性及び設問間のクロス集計を行い、集計結果に基づく各項目の分析を行う。市民ニーズを把握し、地域特性や課題を抽出・整理した報告書とすること。

（2）本市各課で取り組んでいる関連施策の分析と課題の抽出

本市の各課に対して、人権及び男女共同参画に関連する諸施策をヒアリングシートによって調査する。

① ヒアリングシート等の設問設計

第2次有田市人権施策推進行動計画及び第4次有田市男女共同参画プランに掲げられている各施策に、現在の社会情勢等を鑑めて更新したうえで適切なヒアリングシートをエクセルデータにて作成する。

※ 各課に対してヒアリングシートのデータを送付・回収する作業は本市が行う。

② 調査結果の分析と課題の抽出

得られた回答結果を分析し、課題を抽出、整理し、各課や受託者等からの施策の提案等を含め、次期計画に盛り込む施策案を作成、提案する。

※ より深く分析するために、必要であれば再調査を行う。

（3）冊子「市民意識調査の集計と分析」の印刷

本市の人権及び男女共同参画等に関する市民意識調査（アンケート）の結果を冊子にまとめ納品する。

（令和9年度）

（1）「人権施策推進行動計画」「男女共同参画プラン」の作成

① 骨子案作成

市民意識調査、各課ヒアリング、及び有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会（以下、「策定懇話会」という。）の意見等を取りまとめ、第3次有田市人権施策推進行動計画及び第5次有田市男女共同参画プランの各骨子案を作成する。

② 素案作成

骨子案から更に校正を経て素案を作成する。

③ 本計画作成

素案からパブリックコメントなどの意見を取り入れるなどの修正を経て本計画を作成する。

④ 「人権施策推進行動計画」「男女共同参画プラン」の電子データ納品

それぞれの本計画版及び概要版の電子データを納品する。（仕様詳細は6. のとおり）

（2）再犯防止推進計画の作成

再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、国の再犯防止推進計画及び和歌山県の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた施策を盛り込んだ再犯防止推進計画について、第3次有田市人権施策推進行動計画に包含する形で策定支援を行うこと。

（3）困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の作成

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づき、国の基本方針に

即し、かつ、和歌山県の基本計画を勘案して、本市の状況に応じた施策を盛り込んだ基本計画について、第5次有田市男女共同参画プランに包含する形で策定支援を行うこと。

(4) 独自の情報収集

その他、計画策定のために適宜必要な調査・意見収集などを行う。

(令和8・9年度共通)

(1) 下記の会議等の出席及び調整会議（カッコ内は会議開催概数）

- ・策定懇話会（8年度1回、9年度4回、計5回）
- ・各課ヒアリングに伴う打ち合わせ（数回）

(2) 会議等で必要な提案、資料の作成、議事録の作成

(3) 国、県の関連する計画等との整合性の分析

5. 委託上限金額

総額：6,380,000円以内（消費税額含む）

令和8年度事業金額：3,080,000円以内（消費税額含む）

令和9年度事業金額：3,300,000円以内（消費税額含む）

6. 成果品

成果品は、次のとおりとする。

(1) 市民意識調査の集計と分析（A4、1色、80頁程度）

電子データ及び印刷物（20部）

(2) 第3次有田市人権施策推進行動計画（A4、カラー、80頁程度）

電子データ及び印刷物（製本不要、10部）

(3) 第5次有田市男女共同参画プラン（A4、カラー、80頁程度）

電子データ及び印刷物（製本不要、10部）

(4) 第3次有田市人権施策推進行動計画概要版（A4、カラー、8頁程度）

電子データ及び印刷物（製本不要、10部）

(5) 第5次有田市男女共同参画プラン概要版（A4、カラー、8頁程度）

電子データ及び印刷物（製本不要、10部）

(6) 策定懇話会等、会議・打合せに係る議事録等、関係書類一式（A4）

電子データ

納期は、(1)は令和9年3月31日、(2)から(5)は令和10年3月31日、(6)は担当部署と受託者の協議のうえ決定するものとする。

※ 成果品中の電子データとは、Word（.docx）ファイル及びPDF（PDF/X-1a等の印刷用規格）ファイルとし、製本印刷に使用できるものとする。

※ ホームページ掲載用データは、音声読み上げ等のアクセシビリティに配慮したPDF等を作成し納品すること。内容やファイル形式については担当部署と協議のうえ決定するものとする。

※ 全ての成果品に係る著作権・著作権等の権利は、本市に帰属するものとする。

7. その他

※ 業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。

※ 業務完了後は、速やかに関係データの破棄を行うこと。

※ 契約締結後、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定するものとする。

- ※ 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び和歌山県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ※ プライバシーマークを有すること。